

東京都板橋区農業委員会

第 25 期第 19 回定例総会議事録

令和 7 年 1 月 2 7 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 19 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 7 年 1 月 2 7 日（月）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 8 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	
3	松澤 智昭	7		11	
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する申請について (資料1)
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (資料2)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計6件 (内訳: 4条関係4件、5条関係2件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
- (3) 「第51回農業委員会等功労者」並びに「令和6年度農業功労者」表彰事業
受賞者決定について (資料5)
- (4) 令和7年度農業委員会関係の日程について (別添資料)

3 その他

- (1) 新春七草がゆの集い実施結果について (資料6)

3 次回日程

日 時 令和7年2月25日(火) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	中妻 じょうた	委員
	木村 博之	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	柴 圭太	書記

事務局 長	只今より、第25期第19回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会 長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、中妻じょうた委員、木村博之委員を指名させていただきます。欠席の届出が安井一郎委員、久保秀一委員、宮本拓委員、田中はつ江委員から出ております。 それでは、協議事項（1）特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局 長	こちらにつきましては、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは1ページ、資料1をご覧ください。こちらは、区民農園の関係で毎年行っています、特定農地貸付け承認申請でございます。1ページでございます特定農地貸付承認申請が、板橋区長から農業委員会会長あてになされたものでございます。内容につきましては、区民農園の貸付けでございまして、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定により、貸し借りを行うものでございます。この法律について補足いたしますと、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付について特例的に認め、都市住民にも土に親しむ機会を設けましょう、といった趣旨の法律でございまして、貸借の条件としましては、相当数の者を利用対象とした貸付であることや、営利を目的としない、貸付期間が5年以内といった条件で特例的に貸し借りを認める、というものでございます。 それでは、資料1ページの真ん中にごございます項番1、貸付規程をご覧ください。今回の申請は、区民農園26農園1, 674区画を板橋区が所有者からお借りするという内容です。昨年と比較しますと、昨年は28農園1, 722区画でございましたので、農園数でマイナス2農園、区画数は48区画減少しております。 続きまして、昨年から増減があった部分についてでございますが、資料の6ページ、区民農園面積増減比較一覧表、横長の資料をご覧ください。今回は新規借用が1件、全部返還が3件、一部返還が1件でございます。表の一番上、番号1、赤塚七丁目第2農園でございしますが、こちらは今年度まで32区画、2筆合計653.66平方メートルの区民農園でしたが、全て土地所有者へ返還することになりました。農園の位置としましては7ページの図のとおりで、金子歯科医院の南西側にある農園でございます。6ページにお戻りいただきまして、番号2、赤塚七丁目第3農園でございしますが、5筆合計2081.31平方メートルの生

産緑地を新規でお借りするものでございます。約15平方メートルを1区画としまして97区画を設置する予定でございます。農園の位置としましては8ページの図のとおりで、新大宮バイパスの西側にある畑でございます。6ページにお戻りいただきまして、番号3、徳丸六丁目第5農園でございますが、54区画、2筆合計1,050平方メートルの区民農園でしたが、全て土地所有者へ返還することになりました。農園の位置としましては9ページの図のとおりで、紅梅保育園の西側にある農園でございます。6ページにお戻りいただきまして、番号4、徳丸七丁目第3農園でございますが、44区画、1,142平方メートルの区民農園でしたが、全て土地所有者へ返還することになりました。農園の位置としましては10ページの図のとおりで、安楽寺紅梅会館の北東側にある農園でございます。6ページにお戻りいただきまして、番号5、四葉一丁目第1農園でございますが、48区画2筆合計1,219平方メートルの区民農園でしたが、1筆分337平方メートルを土地所有者へ返還することになりました。これによりまして、四葉一丁目第1農園は、15区画減の33区画、882平方メートルの区民農園として、引き続きお借りすることになります。農園の位置としましては11ページの図のとおりで、J A東京あおば赤塚支店の南側にある農園でございます。斜線でお示ししている2か所の畑のうち、丸を付けています四葉一丁目29番側を返還するものでございます。変更が生じたところは以上の5件でございます。資料の5ページにお戻りいただきまして、区民農園農園別面積・区画数増減比較一覧表をご覧くださいと区民農園全体が確認できるようになっておりまして、この表のグレーに塗りつぶしているところが、今回変更が生じた農園としてお示ししてございます。昨年と比較いたしますと、農園数は26農園と2農園の減、総面積では、1101.35平方メートルの減少となります。

また、変更が生じた部分といたしましては、今回区民農園利用料金の改定を行っております。資料の12ページから15ページに板橋区民農園運営要綱がございますが、15ページに利用料金の別表がございます。今年度まで9か月以上12か月未満の利用期間における利用料金は5,500円でしたが、約13パーセント、700円増額の6,200円とさせていただきます。この料金改訂は、区民農園事業運営経費の増加に伴うもので、前回平成25年に行っておりますので、10年ぶりの料金改訂とさせていただいたものでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、一番下に記載してございますが、区民農園の貸借期間ですが、地権者の方との貸借契約を毎年1年間としてお借りしていますので、今回の区民農園用地の貸付期間としましては、令和7年3月1日から令和8年2月末までとなります。

それから、資料にはございませんが、区民農園の利用申込み状況についてご報告いたします。1月16日から21日までの6日間、赤塚庁舎、

	きたのホール、高島平区民館、グリーンホールと常盤台地域センターの5会場で、令和7年3月からの利用申込みの受付を実施いたしまして、2,503世帯の皆様にお申込みをいただきました。その内訳としましては、直接会場での申込みが1,586世帯、インターネットによる電子申請が917世帯となっております。インターネットによる電子申請は、前回827世帯でしたので、電子申請が総申込数の約3分の1に増加しています。昨年度の申込み総数は2,461世帯でしたので、申込み世帯数がプラス42世帯と微増しておりまして、申込み平均倍率は1.5倍程度になる見込みでございます。 本題に戻りまして、今回の区民農園用地の貸付承認申請につきまして、本会でご協議・ご承認をいただきますと、資料20ページにございますとおり、農業委員会会長名で、板橋区長あてに、承認する旨の通知を発出させていただきたいと考えております。 ご説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	区民農園の利用料について、6か月を超え9か月以下及び6か月以下のそれぞれの従来の利用料をお教えてください。
農政担当係長	令和6年度までは、6か月を超え9か月以下が4,000円、6か月以下が3,000円となっております。こちらは利用していた方が辞退することになり、年度途中から新たに利用する場合を想定しております。
委 員	利用料改定にあたっての算出方法や算出根拠等をお教えてください。
事 務 局 長	過去3年間の区民農園運営経費の決算額の平均から、1区画あたりのコストを算定したところ、1区画あたり6,880円となりました。区民農園は市場的かつ選択的施設ということで、他の施設等と同様に改定率を113パーセントとし、改定後の受益者負担率を90パーセントといたしました。
委 員	返還する農地は、生産緑地ですか。
農政担当係長	今回返還する農地は、全て生産緑地ではございません。なお、新規にお借りする農地は、生産緑地に指定されております。
委 員	新規農園は非常に広く、この農園を新規に借りることができなければ相当数の減となってしまっていたので、大変ありがたいお話なのです。

	が、こちらは地権者の方から意向が示されたのか、それとも、区からの働きかけで実現したのでしょうか。
農政担当係長	地権者の方から区に対して、区民農園として使用していただきたいとお話を頂きまして、区としてもぜひお借りしたいとの意向を伝え、お借りすることに至ったものです。
委 員	区民農園の抽選はどのように行っているのですか。
農政担当係長	抽選につきましては、2月7日（金）に公開で実施する予定となっております。方法としましては、申込時に連番で付している整理番号から、申込の農園毎に3桁の抽選番号を新たにランダムで付番いたします。その上で、農園毎に抽選箱及びピンポン玉を当日の来場者に引いてもらい、当選開始番号を決定いたします。その番号から昇順で区画数分を当選としており、公平な形で抽選を行っております。
会 長	今回、新規農園がなければ相当数の減となっていたと思います。今後の区民農園の見通しについても予め検討をしておいた方が良いと思います。
農政担当係長	毎年、農園数は減少傾向となっておりますので、区としてもなるべく新規農園を増やせるように、耕作が難しくなってきたようなケースがあれば、積極的に交渉をしていきたいと考えております。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、承認する旨の通知の発出をお願いいたします。 続きまして、協議事項（2）農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書 記	それでは、24ページ、資料2をご覧ください。 農地法第3条第1項の規定に基づきまして、農地の使用貸借の許可申請が板橋区長から農業委員会会長宛てに発出されたもので、2件ございます。 1件目ですが、赤塚三丁目705番6の農地、328平方メートルを板橋区長が土地所有者から無償でお借りいたしまして、農のサポーター等の活動用地として使用するというものでございます。契約期間は1年でございます。内容につきましては、24・25ページが許可申請書、2

		6・27ページが土地使用貸借に関する覚書の写し、28ページが対象農地の案内図となっております。こちらの土地は令和5年度まで、赤塚小学校が学校農園として使用していたものになりますが、赤塚小学校側で耕作する方がいらっしゃらない関係で、農園の使用が困難になったため、土地の所有者からその土地の使い道に関して相談があり、農のサポーター等の活動用地を探していた区の方針と合致したため、令和6年度からお借りする形となりました。現況は画面をご覧ください。ネギ、玉ねぎ、志村みの早生大根が植えられておりました。問題がないようでしたら、29・30ページに載せてございます許可書を土地所有者及び板橋区長宛てに発出いたします。 続きまして、31ページをご覧ください。2件目ですが、赤塚五丁目643番1、他6筆の農地、合計2,254.11平方メートルを板橋区長が土地所有者から無償でお借りいたしまして、農業体験農園として使用するということでございます。契約期間は3年でございます。内容につきまして、31・32ページが許可申請書、33・34ページが土地使用貸借に関する覚書の写し、35ページが対象農地の案内図となっております。現況は画面と35ページの案内図を合わせてご覧ください。こちらの土地は道路を隔てて2つに分かれております。現況は緑肥が植えられておりました。例年、6月にジャガイモの収穫体験、また11月の農業まつりの際にダイコン・人参の収穫体験を行っております。問題がないようでしたら、36・37ページに載せてございます許可書を土地所有者並びに板橋区長宛てに発出いたします。説明は以上でございます。
会	長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委	員	2件目の農業体験農園として使用する土地につきましては、更新という形になるのでしょうか。
書	記	この土地は、契約期間が3年となっており、今回ちょうど更新のタイミングを迎えたものです。
会	長	1件目の農のサポーター等の活動用地で収穫された農産物はどのように活用されているのですか。
書	記	成果物を確認するため、農のサポーターも指導補助を行っている農業スキル育成講習の受講生の方が実際に消費しているケースもありますが、農のサポーターの活動としましては、その他に収穫体験事業等も行っております。

会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、許可書の発出をお願いいたします。 続きまして、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	それでは、資料３、３８ページをご覧ください。農地法第４条第１項第７号の規定による届出で、令和６年１２月１１日から令和７年１月１０日までに届出があったもの、４件でございます。 専決番号１、土地の所在が徳丸三丁目１４３番７の１筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は、５７１平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、３９ページ上段の専決番号１の案内図において、矢印が指しているところ、北野小学校の北側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は共同住宅となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号２、土地の所在が赤塚一丁目８６８番１及び８６８番２の２筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況は不耕作地となっています。面積は、合計で８００平方メートル、転用の目的は個人住宅・共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、３９ページ下段の専決番号２の案内図において、矢印が指しているところ、東武東上線下赤塚駅の北東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は個人住宅・共同住宅の一部となっております。８６８番１の部分が個人住宅及び駐車場、８６８番２の部分が、共同住宅の一部となっております。こちらは、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号３、土地の所在が赤塚新町三丁目１３５番５の１筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は、４．２８平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、４０ページ上段の専決番号３の案内図において、矢印が指しているところ、川越街道赤塚新町三交差点の南西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は不耕作地となっており、対象となる土地は、奥側の塀の部分の

事 務 局 長	辺りで、赤枠が示した部分です。こちらは、隣地の手前部分と合わせて使用し、令和6年12月着工、令和7年9月完了予定、鉄筋コンクリート造5階建て1棟の共同住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。 続きまして、専決番号4、土地の所在が大谷ロー丁目36番9及び36番17の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況は不耕作地となっております。面積は、合計で27.1平方メートル、転用の目的は個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、40ページ下段の専決番号4の案内図において、矢印が指しているところ、都立板橋高等学校の北東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は個人住宅までの通路となっており、対象となる土地は、赤枠で示した部分になります。隣地と合わせまして、令和7年3月着工、令和7年10月完了予定、木造3階建て1棟の個人住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。
会 長	まず、4条関係4件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。 特にないようですので、続いて5条関係について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和6年12月11日から令和7年1月10日までに届出があったもの、2件でございます。41ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が赤塚七丁目1418番1の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は167平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。概ねの位置は、42ページ上段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚第三中学校の南側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は、緑道沿いの不耕作地となっておりました。隣地と合わせまして、令和7年1月着工、令和7年4月完了予定、木造2階建て2棟の分譲住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号2、土地の所在が赤塚四丁目1893番2及び1894番2の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況は不耕作地です。面積は合計で338平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。

書 記	譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。概ねの位置は、42ページ下段、専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、成増厚生病院の南西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
会 長	現況は不耕作地となっており、令和7年2月着工、令和7年8月完了予定、木造2階建て2棟の分譲住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	5条関係2件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（2）地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いいたします。 それでは、資料4、43ページをご覧ください。令和6年12月11日から令和7年1月10日までに東京法務局 板橋出張所から照会のあったものが、2件ございます。 番号1、土地の所在が高島平八丁目23番7の1筆で、地目は畑、面積は283平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、令和6年12月12日に現地調査を行い、現況が非農地であること、また、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を令和6年12月16日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ね位置は、44ページ上段、番号1の案内図で矢印が指しているところ、高島第一中学校の南西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は、駐車場の一部となっております。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、番号2、土地の所在が高島平九丁目13番7及び13番8の2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計で665平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、令和6年12月16日に現地調査を行い、現況が非農地であること、また、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を令和6年12月17日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、44ページ下段、番号2の案内図で矢印が指しているところ、ケーヨーデイツーの東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。

書	記	現況は、事業所となっております。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。
会	長	何か、ご意見、ご質問等がございますか。
委	員	転用届が出されていない旨を農業委員会から法務局へ回答をした後は、法務局側でどのような対応を行うことになるのですか。
書	記	農業委員会からの回答を踏まえ、地目変更登記の手続きを進めるなどの対応はあるかと思いますが、転用届が出されていないことに対して、法務局側で何か対応をするようなことは、推測ですが、おそらく想定されていないと思います。
会	長	他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（３）「第５１回農業委員会等功労者」並びに「令和６年度農業功労者」表彰事業受賞者決定について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長		こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書	記	それでは、４５ページ、資料５をご覧ください。第５１回農業委員会等功労者並びに令和６年度農業功労者表彰事業につきまして、農業委員会で推薦をさせていただきました安井一郎委員が、４８ページ３段目にありますとおり、農業功労者感謝状を受賞することが決定しました。受賞者につきましては、本年２月２０日（木）に開催されます、第６６回東京都農業委員会・農業者大会において、表彰される予定でございます。説明は以上でございます。
会	長	何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（４）令和７年度農業委員会関係の日程について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長		こちらにつきましても、書記からご説明いたします。
書	記	別添の令和７年度農業委員会関係日程表というカラー刷りの資料をご覧ください。現時点での来年度の予定表となります。まず、表の見方ですが、黄色に塗りつぶされている日程が、農業委員全員にご出席いただく予定のものです。運営委員の皆様は、運営委員会の日程もご確認く

	ださい。なお、定例総会の会場は、今年度と同様に原則、下赤塚地域センターの第2、第3洋室を予定しておりますが、9月のみ会場の都合で第1洋室に変更となる予定です。また、来年度は、農業委員研修が8月20日、区民まつりが10月18日、19日の2日間、農業まつりが11月8日、9日の2日間で開催予定でございます。10月8日としている農業委員の視察は、視察先の関係で変更する場合もございますので、ご了承いただければと思います。10月は、農業委員の視察、区民まつり、農地利用状況調査と盛りだくさんになっておりますので、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、日程調整のご協力をお願いいたします。なお、こちらの日程表は、皆様にご出席していただく予定の行事や総会等の日時に変更があった場合や未定の部分につきましては、決まり次第改めてお知らせいたします。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他（1）新春七草がゆの集い実施結果について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	こちらにつきましては、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは49ページ、資料6をご覧ください。 無病息災を祈る新年の催しということで、毎年1月7日に開催しております「新春七草がゆの集い」実施結果でございます。実施日は令和7年1月7日（火）、区立城北公園野球場で実施いたしました。当日は開始前まで小雨が降り、雨天の心配をいたしましたが、式典開始の11時以降は雨もあがり、1,000人の方に、お餅入りオリジナル七草がゆをお召し上がりいただきました。今回の開催にあたりましては、農業委員の皆様、板橋ふれあい農園会の皆様、板橋区民農園農芸指導員の皆様、並びにJA東京あおばの皆様と多くの皆様にお力添えをいただき、無事に終了することができました。誠にありがとうございました。また今回、能登半島地震・大雨災害支援の募金活動を行った結果、資料の一番下に記載してございますが、34,668円の募金が集まりまして、日本赤十字社を通じて被災地へ寄付させていただきました。 ご報告は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。 来年も同じ日程に実施する予定でよろしいですか。
農政担当係長	本事業は、曜日に関わらず、毎年1月7日に実施している事業ですので、来年度も1月7日（水）に実施する予定です。

会 長	他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、本日の議事は以上となります。 全体を通して、何かございますか。 特にないようですので、これをもちまして第１９回定例総会を閉会いたします。 (終了時間 午後２時５６分) 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・運営委員会 ２月１８日（火）午後２時００分 ・定例総会 ２月２５日（火）午後２時００分
------------	--